

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成三十年東京都告示第九百七十八号 (平成三十年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等)の一部改正……………(総務局総合防災部防災対策課)……………一
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了……………(同)……………一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書(二件)……………(環境局総務部環境政策課)……………二

告示

●東京都告示第千六百九十四号
平成三十年東京都告示第九百七十八号(平成三十年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十七日
東京都知事 小池 百合子
第二号(一)中「二十七歳」を「三十三歳」に、「者」を「者(ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)」に改める。

●東京都告示第千六百九十五号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年十二月十七日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第千六百九十六号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年十二月十七日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区

- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 三 測量の区域 江戸川区北小岩一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十一日から同年十一月九日まで

●東京都告示第千六百九十七号
東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年十二月十七日
東京都知事 小池 百合子

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業
- 二 事務所所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成六年七月十一日
- 四 変更の年月日 平成三十年十二月十七日

●東京都告示第千六百九十八号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき浜松町一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告

示する。

平成三十年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

浜松町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区浜松町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区東新橋二丁目四番六号

五 変更の内容

平成二十四年七月十一日
事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年十二月十七日

●東京都告示第千六百九十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西新宿三丁目西地区市街地再開発準備組合
理事長 八木 秀夫

新宿区西新宿三丁目十一番十六号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
住宅団地の新設及び高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、新宿区西新宿三丁目内の計画地約四・八ヘクタール内に、住居、業務、商業等の機能を含む高層建築物等を建設する計画である。

なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年一月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定す

る休日並びに平成三十年十二月三十一日、平成三十一年一月二日及び同月三日を除く。

なお、平成三十年十二月二十九日から平成三十一年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

イ 渋谷区環境政策部環境政策課

渋谷区宇田川町五番二号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の内訳は、表1に示すとおりである。
都民の意見及び事業者の見解の概要は表2(1)～(4)に、事業段階関係区長の意見の内容及び事業者の見解は、表3(1)～(3)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	1件
事業段階関係区長(新宿区、渋谷区)の意見	2件
合計	3件

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	全般的事項	事業者の見解
環境影響評価項目は、地域特性及び事業内容を勘案し、東京都環境影響評価条例の規定に定める特定の地域における環境影響評価項目を選定しております。	環境影響評価項目は、地域特性及び事業内容を勘案し、東京都環境影響評価条例の規定に定める特定の地域における環境影響評価項目を選定しております。	温室効果ガスについては、今後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」「新宿区地球温暖化対策指針」等に表示された事業者の責務を遵守し、温室効果ガスの発生防止に努めてまいります。 また、ヒートアイランド対策については、建築確認申請の提出前に、エネルギーの使用の合理化、ヒートアイランド現象の緩和等に係る環境配慮の取り組みを示した「建築物環境計画書」を東京都知事に提出し、ヒートアイランドの影響を示すとともに緩和に努めてまいります。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	全般的事項	事業者の見解
自動車交通量の予測は、「大規模開発地区関連交通計画」(平成26年6月、国土交通省都市局都市計画課)、「第5回東京都圏域交通計画調査」(東京都圏域交通計画協議会)、「大規模小売店舗を配置する者が記載すべき事項に関する指針」(平成19年2月、経済産業省告示第16号)に示される方法を用いています。	住宅戸数 3200 戸、業務施設、商業施設に対する計画駐車台数が 1350 台となっているが、住宅用 1000 台、その他 350 台で基準を満足するとの説明が説明会であった。商業施設等の利用者、従業員と住人の鉄道利用、自動車利用のより詳細な交通量の予測を求める。 私の住む大久保の商店街は歩道が渋滞し、新大久保駅の改札制限され、警戒のためバイクが出勤する時もある。国、都、区も賑わいを求めて、さらに海外からの観光客を誘致し、大学が新設され、さらなる混乱が予想されている。大久保の様な事態を招かない様に詳細な交通量の予測が必要である。	自動車交通量の予測は、「大規模開発地区関連交通計画」(平成26年6月、国土交通省都市局都市計画課)、「第5回東京都圏域交通計画調査」(東京都圏域交通計画協議会)、「大規模小売店舗を配置する者が記載すべき事項に関する指針」(平成19年2月、経済産業省告示第16号)に示される方法を用いています。 具体的には、これらのマニュアル等を用いて、建物用途(住宅、業務、商業)や交通手段分担率等を考慮して、発生集中交通量及び方面別交通量を算出しております。 また、本事業に係る交通に関しては、別途、都市計画手続きの中で警視庁等の関係機関との協議を重ねており、その趣旨を踏まえて、渋滞緩和や安全対策に努めてまいります。
二酸化窒素、浮遊粒子状物質のみを対象としている。	大気汚染に関しては、建設機械の稼働、工事用車両の走行、駐車場利用車両の走行、熱源施設の稼働、関連車両の走行に伴う排出ガスを対象として、予測、評価を行っております。 予測評価は、環境基準が設定されており、東京都内で比較的高濃度で存在し、本事業の実施により排出が見込まれる物質である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を対象としております。	環境影響評価項目は、地域特性及び事業内容を勘案し、東京都環境影響評価条例の規定に定める特定の地域における環境影響評価項目を選定しており、ヒートアイランドへの影響については、項目として選定しておりません。 ヒートアイランド対策については、建築確認申請の提出前に、エネルギーの使用の合理化、ヒートアイランド現象の緩和等に係る環境配慮の取り組みを示した「建築物環境計画書」を東京都知事に提出し、ヒートアイランドの影響を示すとともに緩和に努めてまいります。
電力、都市ガス(炭酸ガス(温室効果ガス))の消費見込み量を示し、ヒートアイランドへの影響を示す必要がある。	電力、都市ガス(炭酸ガス(温室効果ガス))の消費見込み量を示し、ヒートアイランドへの影響を示す必要がある。	

表 2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	騒音・振動	
内容	<p>・熱源施設からの二酸化窒素の評価はあるが、騒音・振動の評価がない。エンジン、コンプレッサの騒音・振動、燃焼音が発生すると思われる。空調換気設備も同様である。</p>	<p>環境影響評価項目は、地域特性及び事業内容を勘案し、東京都環境影響評価条例の規定に定める特定の地域における環境影響評価項目を選定しており、熱源施設からの騒音・振動は項目として選定しておりません。</p> <p>本事業の熱源施設は、地下階の機械室に設置するため、周辺地域への騒音及び振動の影響は小さいものと考えます。また、空調施設等を含む本事業からの騒音及び振動については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める規制基準を満足する設計としています。</p>
項目	日影	
内容	<p>・南棟、北棟、別棟と個々に評価しているが、同じ再開発組合が行なう一体の開発計画なので複合日影として評価する必要がある。</p>	<p>本事業における建築基準法に基づく建物の確認申請は、北棟、南棟、別棟の各棟で提出するため、日影規制は各棟毎に適用されることとなります。</p> <p>しかしながら、事業者としては、周辺地域への配慮として、高度利用を行う南棟及び北棟の複合日影においても日影の規制を満足する計画としております。</p>

表 2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	風環境	
内容	<p>【疑問点のまとめ】</p> <p>(1) 風洞実験による予測</p> <p>・縮尺 1/550 の模型を使った風洞実験だが、風速のままの値が使われている。相対則、Re 数の議論をしない風洞実験は信頼性が無い。</p> <p>・べき指数 0.27 に基づく風速の鉛直分布を形成することは不可能と思う。</p> <p>・風洞実験の子測（＝測定）が正しいことの証明として、現況調査との比較が必要である。相対則を満足する風洞実験が出来ないのだから、数値計算を併用するか、測定による現況調査を行う必要がある。</p> <p>・説明会では都も風洞実験を推奨しているとの説明があったが、本当か。</p> <p>・この種の風洞実験ではビル風の子測は小さめに出ると思う。</p> <p>(2) 実験結果の整理方法</p> <p>・風速比で結果を整理するのは少々／あまりに乱暴な方法である。</p>	<p>建築分野における風洞実験は、通常 1/300～1/600 の縮尺で行われており、レイノルズ数(建物寸法(幅等)を長さスケールとして)は、風洞実験においては 30000～50000 程度となります。</p> <p>建築物の場合、角部での剥離等が流れの状況を定める主な要因とされており、レイノルズ数が 10000 を超える流れでは、角部からの流れの状況はほぼ相似になるといわれているため、本風洞実験の精度は保たれていると考えます。</p> <p>ラフネスプロック及びスパンワイヤー(風力調整用の板)を用いて測定対象において生成した鉛直分布の結果は、資料編 p.183、図 2.5-7 に示したとおりとなります。</p> <p>風洞実験は、技術指針において認められた手法であり、東京都環境影響評価条例に基づき実施されている環境アセスメント案件では、風洞実験による風環境評価が用いられており、また、東京都の総合設計制度により建築物を建築しようとする場合は、風洞実験が必要となるなど、広く用いられております。</p> <p>東京都環境影響評価条例に基づき実施されている環境アセスメント案件では、風洞実験による風環境評価が用いられており、その精度は保たれているものと考えます。</p> <p>対象とする風速範囲において流れの状況が相似である風洞実験を実施しているので、基準風速で無次元化した風速比は、風洞実験と実際と同様になると考えております。</p>

表 3(1) 事業段階関係区長 (新宿区) からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	全般的事項	
項目	選定された環境影響評価項目への対応について 評価書案のとおり対応されたい。	本事業の実施にあたっては、評価書案に記載した環境保全のための措置を遵守し、工事の施行中ならびに工事の完了後において、周辺地域に対する影響の低減に努めてまいります。
項目	大気汚染、騒音・振動	
項目	工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。また、工事完了後の大気汚染についても適切に対応されたい。	工事中における最新の排出ガス対策型建設機械や最新の排出ガス規制適合の工事用車両の使用、計画的かつ効率的な工事計画の検討による建設機械、工事用車両の平準化など、適正な運行管理に努め、周辺地域に対する大気汚染、騒音及び振動の影響の低減に努めてまいります。 また、供用時における熱源施設や駐車場内換気施設の適正な運転や整備・点検、アイドリングストップ等のエコドライブの周知等により、大気汚染、騒音及び振動の影響の低減に努めてまいります。
項目	風環境	
項目	ビル風の発生等、風環境については、計画段階において十分な予測調査を行うとともに、工事完了後の風環境の変化への対応についても万全を期されたい。	予測評価の結果、計画建築物建設後における風環境は、評価の指標に適合するものと予測しますが、工事の完了後において予測結果を上回るなどの状況が生じた場合は、必要に応じて防風対策を施す等の措置を講じます。
項目	景観	
項目	計画地においては、甲州街道沿道部分について、首都高速 4号新宿線が近接する地域特性を踏まえ、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、より良好な景観形成がされるよう要望する。	今後、実施設計等に当たっては、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」の趣旨を踏まえて、周辺地域の超高層建築物と連続性を保った都市景観が形成されるよう同程度の高さとするなどの配慮を行ってまいります。また、甲州街道沿道部分については、壁面を後退させるとともに、歩道状空地に十分な植栽を配置するなど、圧迫感の軽減に努めてまいります。

表 3(2) 事業段階関係区長 (新宿区) からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	その他の事項	
項目	道路交通対策 工事用車両の搬入等により計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう工夫されたい。また、工事完了後の交通量(歩行者交通量を含む)の増加等に対する安全対策等にも配慮されたい。	工事の施行中においては、工事用車両の搬入等により計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう出入口において誘導員を配置するとともに、計画的な工事用車両の運行計画に努めてまいります。 また、工事完了後における周辺地域の自動車や歩行者に対しては、水道道路、地区幹線道路、区画道路に十分な歩道を確保するなど、安全対策を徹底してまいります。
項目	苦情処理等について 工事中、工事完了後における環境に関する苦情や要望を受け付けける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応するよう要望する。	工事の施行中及び工事の完了後においては、周辺住民からの苦情や問い合わせに対して窓口を設置し、適切に対応してまいります。

表 3(3) 事業段階関係区長（渋谷区）からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
<p>項目 大気汚染</p> <p>解体工事にあたっては、建築物等にアスベストが使用されているか十分な調査を行い、アスベストが使用されていた場合には、「大気汚染防止法」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等に基づきアスベストの飛散防止に万全な対策を講じてください。</p> <p>また、周辺住民等からの問い合わせや要望があった場合には誠意をもって対応してください。</p>	<p>解体工事に先立ち、計画地内の既存建物について、アスベストの使用の有無を調査します。その結果、アスベストの使用が確認された場合は、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月、東京都環境局）等に基づき、飛散防止措置を講じるとともに、適切に処理を行います。</p> <p>また、周辺住民等からの問い合わせや要望があった場合には誠意をもって対応いたします。</p>	
<p>項目 騒音・振動</p> <p>解体工事および建設工事にあたっては、騒音、振動等の軽減対策を確実に講じてください。</p>	<p>解体工事および建設工事にあたっては、仮囲いや解体対象となる建築物の周囲に防音パネルの設置及び低騒音型・低振動型の建設機械の使用等、騒音及び振動の低減対策を徹底してまいります。</p>	
<p>・工事用車両の走行については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、騒音、振動等周辺住民への影響を低減してください。また、山手通り、甲州街道、水道道路、方南通りを含む周辺道路上で待機しないよう工事業者に徹底してください。</p>	<p>工事用車両については、一時期に集中しないよう、工事工程の平型化、計画的かつ効率的な運行管理に努めてまいります。また、工事業者には周辺道路で待機しないよう注意、喚起を徹底してまいります。</p>	
<p>項目 日影</p> <p>日影による周辺地域への影響について、周辺住民等に丁寧に説明してください。</p>	<p>日影による周辺地域への影響につきましては、今後、必要に応じて説明会等において、地域住民等に丁寧に説明を行ってまいります。</p>	
<p>項目 電波障害</p> <p>・工事施工前、施工中及び完了後において電波障害に関する窓口を設け、周辺住民等からの問い合わせや要望があった場合には誠意をもって対応してください。</p> <p>・電波障害について予測される地域以外においても影響が生じたときは、事業者の責任と負担により速やかに実態を調査し適切な処置を講じてください。</p> <p>・建築物の外壁や外装について、反射障害が発生しにくい形状、材質としてください。</p>	<p>電波障害に関する住民からの問い合わせに対しては、相談窓口を設置して迅速かつ適切に対応してまいります。</p> <p>計画建築物に起因する新たな電波障害が発生した場合には、迅速かつ適切に電波障害対策を講じていきます。</p> <p>今後の設計熟度に応じて、計画建築物における外壁や外装の形状を工夫するなど、反射障害が発生しにくい形状の検討等に努めてまいります。</p>	

●東京都告示第七百号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、江戸川清掃工場建替事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

江戸川清掃工場建替事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江戸川区江戸川二丁目に位置する既存の

江戸川清掃工場の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係

区長等からの意見が二件あった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は

別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年一月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成三十年十二月三十一日、平成三十一年一月二日及び同月三日を除く。

なお、平成三十年十二月二十九日から平成三十一年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江戸川区環境部環境推進課

江戸川区中央一丁目四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民及び市川市民（以下「都民等」という。）の意見書並びに事業段階関係区長及び本事業の近隣区市である市川市長（以下「事業段階関係区長等」という。）の意見の件数は、表 1のとおりである。

表 1 意見等の件数

意見等	件数
都民等の意見書	0
事業段階関係区長等の意見	2
合計	2

1 事業段階関係区長等からの意見と事業者の見解

事業段階関係区長等である江戸川区長及び市川市長からの意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

1.1 江戸川区長からの意見と事業者の見解

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>全般的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたり、遵守・準拠している様々な法令や計画・指針・ガイドライン等が評価書案に記載されているが、すでに改定されているものや、改定を予定しているものがあるため、常に最新の各法令等を把握し、遵守・準拠すること。</p> <p>(2) 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。</p> <p>(3) 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。</p> <p>大気汚染</p> <p>(1) ばいじんについて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例）「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、ア 工場、(ア) 総排出量に係る基準」に定めるばいじんの総量規制について評価すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、常に法令や計画・指針・ガイドライン等の改定を注視し、遵守・準拠します。</p> <p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置について、建設工事に際しては、発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。</p> <p>また、工場運営時においても、環境保全のための措置を確実に実施します。</p> <p>新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、当該項目について調査・検討を行い、必要に応じ環境保全のための措置を講じます。</p> <p>煙突から排出されるばいじんについては、浮遊粒子状物質として予測・評価を行いました。ばいじんを捕集する過式集じん器は、「大気汚染防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める基準を遵守する処理性能を有するものを導入するため、東京都環境確保条例「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、ア 工場、(ア) 総排出量に係る基準」等を満たします。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>(2) 水銀について、法規制値の遵守はもちろんのことであるが、水銀の総排出物量低減や異常時の対応のために、公害防止設備の維持管理を十分に行うこと。</p> <p>(3) アスベストについて、各法令等に基づき、適正なアスベスト処理対策を実施し、飛散防止に努めること。また、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」に基づき、近隣住民などへ作業内容を十分に説明し、理解を得るよう努めること。</p>	<p>塵埃排出ガス中の水銀については、法規制値の遵守はもちろんのこと、焼却炉の適切な運転管理により総排出物量の低減に努めます。また、ろ過式集じん器や洗淨設備等の公害防止設備についても計画的に整備を行い、適切な維持管理に努めます。</p> <p>アスベストを含有する建材の解体・除去については、平成29年5月付け環境省通知(環水大発第1705301号)に従い、関係法令等に基づき、適切に処理処分します。</p> <p>また、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」に基づき、今後実施を予定している解体工事説明会等で近隣住民に作業内容を十分に説明し、理解を得るよう努めます。</p>
<p>騒音・振動</p> <p>(1) 工事の施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意を持って対応するよう、努められたい。</p> <p>(2) ごみ収集車両などの走行に伴う騒音の評価結果において、一部環境基準を超過する地点がある。ごみ収集車両の走行に伴う影響は小さいと考えられるが、低公害型車両の積極的な採用や適正運用等により、より一層の騒音低減に努められたい。</p>	<p>工事の施行に当たっては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の低減に努めます。また、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、近隣住民の方々からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p> <p>篠崎街道 (p.29参照) におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は、現況ごみ収集車両等の影響を含む現況値と同程度であり、篠崎街道を走行する交通量と占めるごみ収集車両の割合は4%未満であると予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る評価結果となつていては規制速度厳守の注意喚起を行い、騒音の低減に努めます。</p>
<p>土壌汚染</p> <p>(1) 土壌汚染対策法および東京都環境確保条例に基づき、土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、関係法令に則り、適正に処理すること。また、工事の施行中に発生する地下水についても、関係法令に則り、適正に処理すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、単位面を設定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>また、工事中に発生した地下水を公共下水道に排出する際には、下水排除基準に適合することを確認した上で、排出します。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>(2) 地下水基準を超過しているふっ素および砒素について、「工場内の土壌汚染に由来するものではない」としているが、建屋部分など、土壌調査未実施箇所があるため、現段階では因果関係の判断ができないと考える。また、これは自然由来も含め、工場内の土壌汚染に由来するものではないということか、もしくは、工場敷地外の汚染に由来するということなのか、評価理由を評価書等において明らかにされたい。</p>	<p>現況調査においては、いずれの物質についても、表層土壌の露出量は土壌汚染対策法等の基準を下回っており、地下水質の環境基準超過は工場内の土壌汚染に由来するものではないと考えます。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係法令に基づき、今回の調査で未実施であった建物下を含めて土壌調査及び届出を行い、東京都環境影響評価条例に基づく手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにします。</p>
<p>電波障害</p> <p>電波障害が予測される地域の住民に対し、周知を行うこと。また、予測地域だけでなく、予測地域外においても、電波障害が発生した場合に適切な対策をすること。</p>	<p>地上デジタル放送については、工場西側の公園及び駐車場が電波障害の予測地域となつていますが、その範囲に住宅は含まれません。また、衛星放送波については、煙突により一部の地域が電波障害の予測地域となつていますが、建替え後の煙突の位置、形状は既存の煙突とはほとんど変わらないため、新たな電波障害が生じる可能性は低いと考えます。</p> <p>電波障害予測地域の周知については、環境影響評価書案説明会や建替協議会において説明を行うとともに、当組合ホームページに環境影響評価書案の全文及び説明会での配布資料を掲載し、情報発信を継続します。</p> <p>今後、本事業による電波障害の発生が明らかになった場合には、予測地域に関係なく適切な対策を行います。</p>
<p>温室効果ガス</p> <p>江戸川区では地球温暖化対策のため、「第2次エコタウンエスドがわ推進計画」を策定し、区全体から排出される温室効果ガスを2030年度までに1,503,000t-002/年まで削減することを目標としている。計画施設の温室効果ガス排出量が区全体に占める割合は大きく、目標達成に向け、今回、新たに導入される再生可能エネルギーによる削減量をより一層高めるよう配慮されたい。</p>	<p>計画施設では、再生可能エネルギーの活用として、高効率の発電設備の導入や新たに太陽光発電設備の設置を行います。また、LED照明等の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、より一層の温室効果ガス排出量の削減に努めます。</p>
<p>その他</p> <p>近隣住民の通行や学校への通学における安全確保について、各関係者へ説明・協議を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。</p>	<p>工事中は、定期的に工場敷地境界を巡回するとともに、工事用車両出入口には交通安全誘導員を配置するなど、車両の走行には安全配慮を最優先とし、事故防止には十分注意します。また、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、状況に応じて関係機関へ説明・協議を行うとともに、近隣の学校や周辺住民等からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p>

1.2 市川市長からの意見と事業者の見解

市川市長の意見	事業者の見解
<p>(1) 事業の実施にあたっては、本環境影響評価書案に則り実施することは勿論のこと、今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁等の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講ずること。</p> <p>(2) 敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能な積極的な措置を講ずること。</p>	<p>選定しなかった環境影響評価の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じます。</p>
<p>(3) 具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講ずること。</p>	<p>緑化については、地上部の緑化に加え、新たに屋上緑化及び壁面緑化を図り、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」、「江戸川区みどりの基本計画」及び「市川市みどりの基本計画」の趣旨を踏まえ、積極的に緑化します。</p> <p>また、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光発電設備を積極的に導入します。</p> <p>工事用車両は東京都環境確保条例及び各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市が指定する低公害車を極力使用するとともに、走行に当たっては安全配慮を最優先とし、規制速度の遵守と安全走行を請負事業者に指導します。</p> <p>また、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、必要に応じて関係機関と協議を行います。</p> <p>なお、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、近隣住民の方々からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p>
<p>(4) 工事の施行中及び完了後において、本環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置が十分でないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。</p>	<p>工事の施行中及び完了後においては、環境影響評価手続で示した環境保全のための措置を確実に実行し、環境保全のための措置が十分でないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応します。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001